

公立大学法人熊本県立大学  
平成28年度 年度計画

平成29年1月変更  
公立大学法人熊本県立大学

## 目 次

1．年度計画の概要	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
2．中期計画の期間、重点目標を達成するための取組	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4
3．年度計画		
（ ） 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための取組	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 6
（ ） 業務運営の改善・効率化に関する目標を達成するための取組	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P15
（ ） 財務内容の改善に関する目標を達成するための取組	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P16
（ ） 自己点検・評価及び情報提供に関する目標を達成するための取組	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P16
（ ） その他業務運営に関する重要目標を達成するための取組	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P17
（ ） 予算、収支計画及び賃金計画	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P18

## 公立大学法人 熊本県立大学 平成 28 年度年度計画（案）の概要

第 2 期中期計画（計画期間：平成 24 年度～平成 29 年度）の 5 年目にあたる平成 28 年度の年度計画を、地方独立行政法人法第 27 条に基づき策定するもの。

「教育の質の向上」、「特色ある研究の推進」、「地域貢献活動の更なる推進」という重点目標の達成に向け、教育、研究、地域貢献、国際化、学生生活支援、業務運営の大学運営全般にわたり、64 項目の計画で構成している。

### 1 教育

「もやいすと育成プログラム」等の本学独自の教育プログラムの実施や学修評価手法の開発、平成 29 年度施行の総合管理学部の新カリキュラムの作成等を行い、教育の質を向上させる。

#### 主な計画

- 総合管理学部においては、平成 29 年度施行に向けて詳細を検討し、社会的諸課題を創造的に解決する人材を養成するための新カリキュラムを作成する。＜計画番号(8)の工、(18)のイ＞
- 高等学校教育、大学教育及び大学入学者選抜についての国の一体的改革の動きを踏まえ、「3つのポリシー（ ）の策定及び運用に関するガイドライン」に基づき、現行の3つのポリシーの点検を行い、見直しに着手する。＜計画番号(8)のア＞
- 本学独自の学修評価手法の開発を引き続き行う。また、教学 IR のための活用を念頭に置いた「授業評価アンケート」等の改善を引き続き検討する。＜計画番号(17)のア＞
- 平成 27 年度に実施した「もやいすと育成プログラム」の運営経験を踏まえ、学生が学習意欲を持続させ、もやいすとジュニア、もやいすとシニアと段階的に進み、学び活動を続けていく仕組みづくりを継続する。＜計画番号(24)のウ＞
- 本学語学教育システムで活用している英語学習ソフトウェアにより、学生の英語能力測定を全学的に開始する。また、平成 27 年度施行の外国語教育新カリキュラムを着実に実施する。＜計画番号(22)の 、(6)のア＞

3つのポリシーとは、「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」、「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」、「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」を指す。

### 2 研究

平成 28 年度も科学研究費補助金への全員応募を維持し、各プロジェクト・チームによる特色ある研究を推進していく。

#### 主な計画

- 文学研究科においては、新たな研究テーマ「地域伝来文献の横断的研究」のプロジェクト・チームを編成し、中期的研究計画を立てる。また、ジェン

ダーをテーマとした横断研究について、プロジェクト・チームによる研究の集約をはかり、総括を行う。環境共生学研究科においては、「有明海・不知火海流域圏における環境共生型産業に関する研究」、「地域の環境共生型社会の構築に関する研究」をプロジェクト・チームにより引き続き推進する。また、アドミニストレーション研究科では「地域社会の持続的な創造への枠組みに関する研究」として、平成 27 年度より新たなプロジェクト・チームで取り組んできた自治体の課題に関する研究を引き続き推進する。〈計画番号(25)〉

- 研究活動を活性化するため、科学研究費補助金への全員応募を維持していく。〈計画番号(26)〉
- 平成 27 年度に決定した「熊本県立大学学術リポジトリ運用指針」に基づき、学内の学術情報を適宜登録し公開する。〈計画番号(32)〉

### 3 地域貢献

「地（知）の拠点整備事業（大学COC事業）」と「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」の取組や包括協定団体との研究等を引き続き推進する。

#### 主な計画

- 地（知）の拠点整備事業（大学COC事業）における連携自治体の地域課題解決を引き続き積極的に支援する。〈計画番号(33)のイ〉
- 新たに選定された「地（知）の拠点大学による地方創生事業（COC+）」の参加校として、県内の参加大学、産業団体、自治体と連携して、産業創生と雇用創出という地域課題解決の支援に取り組んでいく。〈計画番号(33)のウ〉
- 包括協定団体である県農業研究センターや自治体と連携した研究や、県が進める「くまもと県南フードバレー構想」に関連する研究など地域産業の振興に資する各種研究活動を引き続き実施していく。〈計画番号(34)〉

### 4 国際化

本学独自の奨学金制度等について周知広報を図り、協定校への派遣等の学生の海外留学を促進するとともに、学術交流活動を展開し、教育の国際化を推進する。

#### 主な計画

- 祥明大学校やモンタナ州立大学ピリングス校等の協定校との間で、研修団や交換留学生の派遣・受入れを行い、相互の交流を活性化させる。〈計画番号(36)のア〉
- 学生の海外留学を支援する本学独自の奨学金制度や「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～」について周知広報を図り、学生の積極的な海外留学を促進する。〈計画番号(36)のイ〉
- 台湾・国立台北科技大学やインドネシア・ブラウウィジャヤ大学等との協定校との間で、具体的な学術交流活動を展開する。〈計画番号(37)のイ〉

- 国際情勢をテーマとしたシンポジウムを実施する。〈計画番号(37)のエ〉
- 本学語学教育システムで活用している英語学習ソフトウェアにより、学生の英語能力測定を全学的に開始する。また、平成 27 年度施行の外国語教育新カリキュラムを着実に実施する。〈計画番号(22)の 、(6)のア〉(再掲)

## 5 学生生活支援

授業料減免の減免率の引き上げ等の経済支援や状況に応じた就職対策支援等の学生生活支援を着実に実施する。

### 主な計画

- 平成 26 年度中に整備した学生への経済支援策のうち、授業料減免(通常減免)の減免率を、平成 28 年度に従来の 1/3 以内から 1/2 以内に引き上げて運用することとしており、その周知を図る。〈計画番号(40)〉
- 就職活動時期の再変更に伴う企業等の採用動向に関する情報収集を行うとともに、状況に応じた就職支援対策を実施する。〈計画番号(44)〉

## 6 業務運営

データベースの再整備による研究者情報の効果的な発信、学内の良好な教育環境の整備、自己点検・評価をもとにした認証評価の受審による組織的マネジメントサイクルの充実等を行う。

### 主な計画

- 平成 27 年度に実施した認証評価機関の評価基準に関する自己点検・評価をもとに、認証評価を受審する。〈計画番号(58)〉
- 教育研究活動に関するデータベースの再整備については、既存の研究者情報データベースの改修により、効果的に情報発信できるシステムを整備していく。〈計画番号(59)のア〉
- 良好な教育環境に配慮し、学内の全建物間を雨天時でも濡れずに車いすで移動できるようスロープ等の工事を実施する。〈計画番号(61)〉
- 障害者差別解消法に基づき、教職員対応要領を作成し、周知する。〈計画番号(65)のイ〉

中期目標 (H23.12.21設立団体の長指示)	中期計画(第2期) (H24.3.28設立団体の長認可)	平成28年度 年度計画(案)
<p>熊本県立大学は、これまで「総合性への志向」、「地域性の重視」、「国際性の推進」を理念に掲げ、地域社会における高等教育機会の提供、人材育成、教育研究による社会への貢献という役割を果たしてきた。</p> <p>公立大学法人へ移行した平成18年度からは「地域に生き、世界に伸びる」をスローガンに掲げ、教育研究等の質の向上、大学運営の改善・効率化等に積極的に取り組んだ。中でも熊本県の文化・歴史・自然・社会・産業を題材とした地域実学主義に力を注いだ。これらの取組の結果、地域貢献の分野で高く評価され、財務状況も良好に推移するなど、順調な成果を上げてきた。さらに、人文科学・自然科学・社会科学の3分野全ての教育課程で学士・博士前期・後期課程が完備され、名実ともに高度な高等教育機関としての体制が整備された。</p> <p>これからの第2期中期目標期間において熊本県立大学は、時代の要請や社会経済情勢の変化を敏感に捉え、個性や特色を明確にしなが、本県唯一の公立大学として学生や県民の期待により一層応えるため、次のような大学を目指す必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域社会を担う人材育成の拠点としての大学 豊かな教養を備え、地域社会ひいては国際社会の発展に貢献できる有為で、創造性豊かな人材を育成する。</li> <li>・地域社会の発展に貢献する知的創造の拠点としての大学 専門的かつ最先端の学術研究を充実させ、総合的な大学という特色を生かした学際的な研究を推進して、地域社会で発生する様々な課題の解決に寄与するとともに、研究成果を広く普及させ、地域社会の発展に貢献する。</li> <li>・地域社会における学習・交流の拠点としての大学 地域社会のニーズに応える学習の場を提供して、県民が必要に応じて教育を受けることができるようにするとともに、学術、教育、文化等の関係機関や海外協定校との交流・連携を推進する。</li> </ul> <p>このような大学を実現するため、県は、公立大学法人熊本県立大学が今後の6年間に推進すべき具体的な取組について中期目標を定める。</p>		
<b>中期目標の期間</b>	<b>中期計画の期間</b>	
平成24年4月1日から平成30年3月31日まで	平成24年4月1日から平成30年3月31日まで	



中期目標 (H23.12.21設立団体の長指示)	中期計画(第2期) (H24.3.28設立団体の長認可)	平成28年度 年度計画(案)
<b>大学の教育研究等の質の向上に関する目標</b>	<b>大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための取組</b>	
<b>1 教育に関する目標</b>	<b>1 教育に関する目標を達成するための取組</b>	
公立大学法人熊本県立大学は、次のような人材を育成する。		
<p>&lt; 学士課程教育 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 論理的な思考で自ら課題を抽出・分析し、創造的な解決策が提示できる人材。また、総合的な判断ができる人材。</li> <li>・ 積極性、自律性、行動力を身につけ、社会状況の変化に柔軟に対応できる人材。</li> <li>・ 地域社会や国際社会に興味・関心を持ち、多様性を認めることができる人材。また、コミュニケーション能力を持ち、協調性があり、社会において人的ネットワークを形成できる人材。</li> <li>・ 高い職業観を持ち、主体的に自らの職業人生を構想・設計できる人材。</li> </ul>		
<p>&lt; 大学院教育 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内外の諸課題の発見・解決のために専門的知識や能力を応用できる人材。特に博士後期課程においては自立して研究を遂行できる人材。</li> </ul>		
<b>(1) 入学者受入れに関する目標</b>	<b>&lt; 入学者受入れに関する目標を達成するための取組 &gt;</b>	
適正な入学定員を設定するとともに、多様な選抜方法を活用して、各学部・研究科の入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシー)に沿った学生を確保する。	(1) 社会の状況や受験生の動向に配慮しながら、一般選抜・特別選抜のあり方について検証し、選抜方法について必要な改善を加える。	(1) 高等学校等からの意見収集を継続して実施し、その結果や志願状況を分析し、選抜区分、募集人員の配分、入試科目の設定等について改善すべき点がないか検証を行った上で、平成30年度の入学者選抜実施方針を策定する。
大学院では、学内からの優秀な進学者の確保に努めるとともに、社会人や外国人留学生が学びやすい体制を整備し、受入れを積極的に進める。	(2) 優秀な内部進学者の確保に向け、学部と大学院との関係を強化し、連携の仕組みを作る。また、優秀な社会人・外国人留学生の確保に繋がる取組を行うとともに指導体制を充実する。	(2) ア. 優秀な内部進学者の確保に向け、次の取組を行う。 ・ 学部学生が大学院の授業を履修できる大学院授業科目早期履修制度を平成28年度より施行する。 ・ 研究科の教育・研究活動や企業等が求める高度な専門知識や能力等について、大学院進学説明会や修士・博士論文の中間発表会等への参加を促すことで、学部学生に伝える機会を適切に設ける。 イ. 優秀な社会人・外国人留学生の確保に向け、次の取組を行う。 ・ 大学院博士後期課程秋季入学制度の広報を積極的に行う。 ・ 研究科の教育・研究活動及び修士・博士論文の中間発表会等の公開の広報を積極的に行う。 ・ 外国人留学生学費免除制度や水銀研究留学生奨学金制度を活用して入学した外国人留学生について、熊本や水俣における生活支援を継続して行う。

<p>中期目標 (H23.12.21設立団体の長指示)</p>	<p>中期計画(第2期) (H24.3.28設立団体の長認可)</p>	<p>平成28年度 年度計画(案)</p>
<p>(2) 教育内容・方法に関する目標 地域に学ぶことを重視し、実践的・総合的な教育を充実する。</p>	<p>&lt;教育内容・方法に関する目標を達成するための取組&gt;</p> <p>(3) 人文科学、自然科学、社会科学の「知の統合」の教育の核となる全学共通の教育プログラムを開発する。</p> <p>(4) 教養教育については、初年次に必要な教育と4年間で修得する知識・能力の総合性のバランスに配慮した教育を充実する。</p> <p>(5) 専門教育については、学部、学科ごとに地域の諸問題を題材とした特長のある取組を充実する。</p> <p>(6) 外国語教育については、語学習得への意識・意欲を高めて語学能力の育成を図るため、現行のあり方を見直す。</p> <p>(7) 九州で優位な「食健康と食育に係る人材養成拠点」の形成を目指す。</p>	<p>(3) ア. 地域を重視した科目分野「地域理解とリーダーシップ」の各授業を、平成27年度に整理した課題・問題点を踏まえて検討・改善した内容により実施する。 イ. 「もやいすと育成プログラム」の更なる充実のため、特に「もやいすとスーパー」の導入について検討する。</p> <p>(4) 平成27年度施行の共通教育新カリキュラムの点検を引き続き行う。</p> <p>(5) 各学部、学科において、大学COC事業、大学COC+事業、学生GP制度等も活用しながら、地域指向科目の着実な実施等、地域の諸課題を題材とした教育研究の取組を推進する。 なお、総合管理学部においては、地域社会(ローカル)を志向した科目を充実させるとともに、地域の諸課題をテーマとする実践的な授業を組み込んだ教育課程を編成する(平成29年度施行予定)。</p> <p>(6) ア. 平成28年度から開講する新規科目を含め、修得すべき英語能力の養成及び初修外国語の目標の達成のために、平成27年度施行の外国語教育新カリキュラムを着実に実施する。 イ. 総合管理学部では、習熟度別英語教育における中上級クラスと中級クラスのそれぞれにコーディネーター(常勤教員)を配置し、非常勤教員との連携を強化する。</p> <p>(7) ア. 平成25年度に立ち上げた地域資源を活用した食健康等に関する研究プロジェクトを推進する。 イ. 食育・健康プロジェクト推進委員会を中心に、「熊本県立大学の食育・健康ビジョン」に基づき、「食育の日」の実施や、地域の食材・食文化を活かした食品開発、大学COC事業として県の協力を得て実施する「くまもと食育検定テキスト(仮称)」の出版、対外的な食健康に関する教育研究活動等を通して、人材の育成を図る。 ウ. 学生が積極的に参画する学内外への食育情報発信のさらなる推進と、これまでの食育に関する取組で蓄積されてきたノウハウを活用し、食と健康に関する活動や成果等の地域への情報発信を図る。</p>

<p>中期目標 (H23.12.21設立団体の長指示)</p>	<p>中期計画(第2期) (H24.3.28設立団体の長認可)</p>	<p>平成28年度 年度計画(案)</p>
<p>学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に基づき、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を明確にするとともに、その方針に沿って教育課程の検証・見直しを行い、体系的な教育課程を編成する。</p>	<p>(8) 平成25年度末までにカリキュラム・ポリシー(CP)を明確化し、公表する。その上で、アドミッション・ポリシー(AP)、カリキュラム・ポリシー(CP)、ディプロマ・ポリシー(DP)を踏まえた教育課程を編成する。</p>	<p>(8) ア. 国の「高大接続改革実行プラン」による高等学校教育、大学教育及び大学入学者選抜の一体的改革の動きを踏まえ、「3つのポリシーの策定・運用に関するガイドライン」(平成27年度末までに示される予定)に基づき、現行の3つのポリシーの点検を行い、見直しに着手する。 イ. 平成26年度に内容を確認し、方針を明確にしたディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを大学ホームページに加え、履修の手引等で明示し、学生に周知する。 ウ. 文学部においては、カリキュラム・ポリシーに基づき平成26年度に決定した新カリキュラムを着実に実施する。 エ. 総合管理学部においては、平成27年度に承認された新カリキュラム素案について、平成29年度施行に向けて詳細を検討し、新カリキュラムを作成する。</p>
	<p>(9) 学士課程と博士前期課程の一貫教育について、必要性和有効性を検証し、導入を図る。</p>	<p>(9) これまで検討を続けてきた有効な取組を集約し、引き続き学部・博士前期課程の効果的な接続性について検討を行う。また、大学院授業科目早期履修制度の活用、ゼミ指導や進路指導の機会等を活用して大学院教育の意義や内容について理解を深めさせる。</p>
	<p>(10) 大学院教育では、学位の質保証につながる教育に向けて教育内容を見直す。</p>	<p>(10) 平成27年度までの取組及び検証結果を踏まえ、平成28年度は特に次の取組を行う。 ・文学研究科では、博士前期、博士後期双方において、複数指導体制を整備したのを受け、前期末、後期末の節目ごとに指導院生の学修到達状況について、FDによる点検を行う。 ・環境共生学研究科では、平成27年度に引き続き博士前期課程において複数教員指導体制による教育研究指導を1年生及び2年生の演習科目を通して行い、より効果的な教育体制を構築する。また、平成27年度に引き続き、修士論文中間発表会の充実を図る。 ・アドミニストレーション研究科では、「総合管理学部のあり方検討委員会」を中心に検討し、理事会において承認を得た(予定)の研究科の理念、人材養成の目的、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づき、カリキュラム見直しについて検討を行う。(平成30年度施行目標)</p>
	<p>(11) 大学院教育では、教員免許制度改革の動向を勘案し、教育課程の検討を進める。</p>	<p>(11) 本学教員免許課程の現状についての認識を深めるため、全学FDを行う。</p>

<p>中期目標 (H23.12.21設立団体の長指示)</p>	<p>中期計画(第2期) (H24.3.28設立団体の長認可)</p>	<p>平成28年度 年度計画(案)</p>
<p>十分な教育効果が得られるよう教育方法の検証・見直しを行うとともに、その結果に基づき、多様な教育方法を実施する。</p>	<p>(12) 自ら考え、意見を述べることができる能力の育成及び授業の双方向性を高めることを目的に授業方法を改善する。</p> <p>(13) 管理栄養士国家試験について、合格率90%以上を目指す。そのためにカリキュラムや教育内容を含めた教育体制について逐次見直すとともに、各授業科目間の連携を強化する。</p>	<p>(12) ア. 自ら考え、意見を述べる能力の育成に資する授業、また双方向性で実施している授業について、学科内で把握し、情報を共有する。 イ. 平成27年度に引き続き、双方向授業に関する先進事例について、情報収集し、学内で情報を共有する。 ウ. 平成27年度新カリキュラムから1年生必修科目となった「もやいすと育成」の授業について、平成27年度の授業実施状況に対する振り返りを踏まえ、SA制度を積極的に活用し、自ら考え、意見を述べる能力の育成を行う。 エ. 平成29年度から施行予定の総合管理学部の新カリキュラムについては、課題解決のための実践的な授業も盛り込んだものとして作成する。</p> <p>(13) 平成29年度(第32回)からの管理栄養士国家試験の日程変更も見据え、より教育効果が得られるよう、受験資格に必要な授業科目の配当時期を見直す。 管理栄養士国家試験合格率の維持・向上を目指し、管理栄養士国家試験対策委員会において、平成27年度に実施した学生への指導方法を検証するとともに、国家試験の結果ならびに平成28年度の食健康科学科4年生の学習状況を解析し、受験指導を行う。</p>
<p>地域企業や地域社会と連携したキャリア教育を確立し、学生の就業力を向上させる取組を強化する。</p>	<p>(14) 学年進行や学問領域に応じたキャリアデザイン教育を展開する。また、「学生GP制度」の定着と実質化に向けた取組を進める。</p> <p>(15) 学部、学科教育の目標と取得可能な資格の位置づけを明確化し、学生の資格取得に必要な支援を行う。</p>	<p>(14) ア. 平成27年度に全学的に点検、調整を行った「プレゼミナール」について、見直し内容に沿って実施する。 イ. 本学の教育体制の評価や教員の教育支援のため、GPAや各種アンケートなど本学が持つ独自のデータを活用し、分析するとともに、その結果を学内で共有すべく「IRレター(仮称)」を発行する。 ウ. 「学生GP」成果を学内外へ発信するとともに、今後の「学生GP」のあり方について検討する。</p> <p>(15) ア. 各学科の教育カリキュラムを通して取得可能な資格を学生に明示し、その取得に向けた対策並びに社会的な意義について、オリエンテーション、プレゼミナール、説明会を通して、学生に広く周知する。 イ. 平成27年度に実施した教員採用二次試験対策について、その内容をさらに充実させ引き続き実施する。 ウ. 総合管理学部では、就職に有用な会計・金融関連資格の取得を希望する学生に対し、資格試験内容の説明や該当テキストの閲覧、試験問題の解説等の個別支援を行う。また、日商簿記検定2級については、第144回(平成28年11月開催)の受験希望者が多数の場合に対し、試験範囲の変更点の説明と検定試験対策講座を開講し、講座及び問題演習形式による講座を行う。</p>
<p>(3) 教員の能力に関する目標</p> <p>教員一人一人が、教育を重視、充実することの重要性を認識したうえで、社会の要請や学生のニーズに応える教育を行うことができるよう、教員の教育力を向上させる。</p>	<p>&lt; 教員の能力に関する目標を達成するための取組 &gt;</p> <p>(16) 教員の教育能力の開発及び学部・学科・コースの組織力向上に向けて、FDに取り組む。</p>	<p>(16) ア. 平成25年度に策定したFD第3期3か年計画(平成26～28年度)に基づき、全学・学部・学科毎に計画的にFDを実施する。 イ. 教育力、研究力の向上を図るため、能力開発プログラム(SPODフォーラム等)へ派遣等の機会を利用して、経験の浅い教員・職員に対するFDを実施する。 ウ. 平成28年度は、特に全学として、大人数アクティブラーニングの実施と評価に関するFDを実施する。 エ. 各学部では引き続き、博士号を有していない教員を対象に、取得に向けた指導を行う。</p>

中期目標 (H23.12.21設立団体の長指示)	中期計画(第2期) (H24.3.28設立団体の長認可)	平成28年度 年度計画(案)
教育の質の向上のため、教員の教育活動について、適切な評価・改善を行う。	(17) 教員の教育活動について、個人評価制度による自己評価及び授業評価アンケート等による他者評価を活用し、教育改善を進める。	(17) ア. 本学独自の学修評価手法の開発を引き続き行う。また、教学IRのための活用を念頭に置いた「授業評価アンケート」等の改善を引き続き検討する。 イ. 各教員は、平成27年度の教育活動等を取りまとめた「個人評価調査票」及びこれに基づく自己点検結果である「評価基準票」を作成し、学部長へ提出する。学部長は、評価結果を被評価者に通知するなどして、教育活動の改善を進める。
(4) 教育の実施体制等に関する目標	<教育の実施体制等に関する目標を達成するための取組>	
教育研究の進展、社会の要請、学生のニーズに柔軟に応える教育を行うため、必要な実施体制を整備する。	(18) 大学の設置理念に基づき、教育力・研究力の向上に資する学部・学科組織の構築に向け、学部・学科の改組及び収容定員について検討する。	(18) ア. 近年の入学者選抜の状況や学部・学科の現状等を検証し、学部・学科の将来構想を検討する。 イ. 総合管理学部においては、平成27年度に承認された新カリキュラム素案について、平成29年度施行に向けて詳細を検討し、新カリキュラムを作成する。
各授業科目の成績評価基準を明確化するとともに、導入した客観的な評価方法を的確に運用し、教育の質を確保する。	(19) 大学院教育では、教育・研究の指導に組織的に取り組むため、複数教員による研究指導を拡充する。	(19) ア. 各研究科において、平成26年度及び27年度に行った自己点検・評価の結果を踏まえ、研究指導体制及び長期履修のあり方について検討する。 イ. 文学研究科では、指導院生の学修到達状況の点検(計画番号(10))とあわせて、複数指導体制の有効性について検証するFDを行う。 ウ. 環境共生学研究科では、平成27年度に引き続き複数教員による研究指導体制を継続し、大学院生の専攻する分野に対応できる教員が学内で複数確保できない場合は、外部の有資格者を副査(論文審査時等)に要請し、教育・指導体制を確保する。さらに、博士前期課程については、研究科担当教員全員が指導に関わる機会を増やし、指導を充実する。 エ. アドミニストレーション研究科では、複数教員による集団指導を継続する。研究方法論についてケーススタディの授業、論文執筆について中間報告会や複数教員による論文指導を行う。また、平成27年度に承認を得た研究科の理念、人材養成の目的、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づき、カリキュラム見直しの検討を行う中で、研究指導体制についても検討する。
各授業科目の成績評価基準を明確化するとともに、導入した客観的な評価方法を的確に運用し、教育の質を確保する。	(20) 各授業科目について、シラバスを点検し、成績評価基準の精緻化に取り組む。	(20) 平成28年度のシラバスに記載した成績評価基準の検証を行い、平成29年度のシラバスに反映させる。
各授業科目の成績評価基準を明確化するとともに、導入した客観的な評価方法を的確に運用し、教育の質を確保する。	(21) 学位の質保証の観点から、卒業及び修了までに修得すべき知識・能力について、評価の客観性を高める。	(21) <学部> ア. 平成27年度に作成した卒業論文評価基準に基づき、卒業論文の評価を実施する。 イ. 平成27年度からの新カリキュラム施行に伴い、全学共通科目シラバスについて、修得すべき知識・能力が客観的に評価を行えるようになっているか点検を行う。 <大学院> ウ. 平成27年度に見直した修士論文の評価基準に基づき、修士論文の評価を実施する。 エ. 平成28年度シラバスの各授業科目の内容と成績評価基準の明確性について検証し、平成29年度のシラバスに反映させる。 オ. 平成27年度から導入した博士号候補生制度の周知をはかり、実績について把握し、点検する。

中期目標 (H23.12.21設立団体の長指示)	中期計画(第2期) (H24.3.28設立団体の長認可)	平成28年度 年度計画(案)
	(22) 英語教育について、次のことに取り組む。 学部、学科において、修得すべき英語能力を明確にし、各種英語運用能力検定試験の受験により修得した能力を客観的に検証する。 英語英米文学科では、個々の学生に対応した支援体制を作り、総合的な英語運用能力の向上を図る。なお、英語能力試験については、学生に個別達成目標を設定させるとともに、4年間の向上率の学年平均10%以上を学科目標とする。	(22) 本学語学教育システムで活用している英語学習ソフトウェアにより、学生の英語能力測定を開始する。  英語英米文学科では、平成27年度と同様に下記のとりの英語運用能力育成プログラムを実施する。 ア. TOEIC®の模擬試験で英語運用能力を測定する。 イ. 「ア」の結果に基づいて学生の個人面接を行う。 ウ. データを分析しながらプログラムの検証を継続的に実施する。
学生の学習意欲や教育効果の向上を図るため、学生の学習環境を適切に整備する。	(23) 単位制度の実質化の観点から、キャップ制度を導入する。	(23) ア. 文学部では、平成24年度に導入したキャップ制の運用状況について、引き続き点検を行う。 イ. 環境共生学部では、単位制度の実質化のために実施している個別履修指導等を点検・検証し、実質化を保証する。 ウ. 総合管理学部では、単位制度の実質化の観点も踏まえて作成した新カリキュラム素案について、平成29年度施行を目指し引き続き詳細を検討し、新カリキュラムを作成する。
	(24) 学習意欲の持続に向け学習指導体制の充実を図る。	(24) ア. 各学部・学科において、学習意欲の持続に向けた取組を行う。 イ. 本学の教育体制の評価や教員の教育支援のため、GPAや各種アンケートなど本学が持つ独自のデータを活用し、分析するとともに、その結果を学内で共有すべく「IRレター(仮称)」を発行する(計画番号(14)の再掲)。 ウ. 平成27年度に実施した「もやいすと育成プログラム」の運営経験を踏まえ、学生が学習意欲を持続させ、もやいすとジュニア、もやいすとシニアと段階的に進み、学び活動を続けていく仕組みづくりを継続する。
<b>2 研究に関する目標</b>	<b>2 研究に関する目標を達成するための取組</b>	
(1) 目指すべき研究の方向に関する目標 人文科学・自然科学・社会科学の3分野を有する大学の特色を生かし、学際的な研究や基礎研究を推進する。	< 目指すべき研究の方向に関する目標を達成するための取組 >  (25) 人文科学・自然科学・社会科学の3分野の基礎研究を極めるとともに、分野間連携研究を推進する。	(25) 文学研究科においては、新たな研究テーマ「地域伝来文献の横断的研究」のプロジェクト・チームを編成し、中期的研究計画を立てる。また、ジェンダーをテーマとした横断研究について、プロジェクト・チームによる研究の集約をはかり、総括を行う。 環境共生学研究科においては、「有明海・不知火海流域圏における環境共生型産業に関する研究」、「地域の環境共生型社会の構築に関する研究」をプロジェクト・チームにより引き続き推進する。環境共生学部では、協定を締結した長崎大学・福岡工業大学とともに、環境分野の3大学共同でフォーラムを開催し、教育研究の情報交換と相互の活動の促進をはかる。 また、アドミニストレーション研究科では「地域社会の持続的な創造への枠組みに関する研究」として、平成27年度より新たなプロジェクト・チームで取り組んできた自治体の課題に関する研究を引き続き推進する。

中期目標 (H23.12.21設立団体の長指示)	中期計画(第2期) (H24.3.28設立団体の長認可)	平成28年度 年度計画(案)
<p>社会の要請に積極的に対応するため、地域課題の解決に役立つ研究活動を推進する。</p> <p>熊本県立大学として独自性のある研究の方向性を明確にしたうえで、推進する。</p>	<p>(26) 研究活動を活性化するため、科学研究費補助金への応募を義務化する。</p> <p>(27) 地域に貢献する「基礎自治体との共創的研究」の拠点形成を目指し、次に掲げる研究を重点的に推進するなど「地域課題に関する研究」を発展させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の環境共生型社会の構築に関する研究</li> <li>・ 地域社会の持続的な創造への枠組みに関する研究</li> </ul> <p>(28) 「有明海・不知火海流域圏における環境共生型産業に関する研究」を重点的に推進する。</p>	<p>(26) 各学部において、科学研究費補助金への応募に向け、平成28年度提出予定の「研究種目」と「研究課題」について事前確認を行い、全員応募を維持していく。</p> <p>(27) ア. 「地域の環境共生型社会の構築に関する研究」については、研究計画に沿って継続的に研究を推進するとともに、外部資金の獲得を目指す。 イ. 「地域社会の持続的な創造への枠組みに関する研究」については、平成27年度の課題抽出の結果を踏まえ、引き続き研究プロジェクトチームで、県や市町村と協働して「くまもとフードバレー」推進のための研究を行う。</p> <p>(28) 「有明海・不知火海流域圏における環境共生型産業に関する研究」に関する研究プロジェクトを継続的に推進し、外部研究資金に対しても研究費の申請を行う。</p>
(2) 目指すべき研究の水準に関する目標	< 目指すべき研究の水準に関する目標を達成するための取組 >	
<p>研究成果が国内外で高く評価される水準を確保・維持する。</p>	<p>(29) 国内外で高く評価される研究水準を確保・維持するため、次のことに取り組む。</p> <p>学協会等での発表、外部研究資金の獲得を推進する。</p> <p>「有明海・不知火海流域圏における環境共生型産業に関する研究」は日本有数、地域に貢献する「基礎自治体との共創的研究」及び「言語・文学・文化の横断的研究」は九州不可欠なものを目指して推進する。</p>	<p>(29) ア. 学会発表支援旅費により教員の学協会等での発表を支援する。 イ. 外部研究資金獲得に向け、学部単位で科学研究費補助金獲得経験者及び審査経験者等によるFDを行う。</p> <p>&lt; 文学研究科 &gt; ・ 「地域伝来文献の横断的研究」を新たなテーマとして、取り組み始める。</p> <p>&lt; アドミニストレーション研究科 &gt; ・ 「基礎自治体との共創的研究」を、県内市町村と連携しながら継続して行うとともに、CPD講座等を活用して、自治体職員の専門能力向上のための取組を推進する。また、地域と協働した防災減災に関するプログラムを引き続き実施する。</p>
(3) 研究の推進に関する目標	< 研究の推進に関する目標を達成するための取組 >	
<p>研究水準の向上のため、教員の研究活動について適切な評価・改善を行う。</p>	<p>(30) 研究活動について、個人評価制度等により点検・評価を行い、改善に努める。また、外部研究資金獲得に伴う間接経費の適切な配分について検討する。</p>	<p>(30) 各学部長は、教員の研究活動について、個人評価制度等により点検・評価を行い、引き続き「研究力向上計画」を実施し、その結果をまとめ、教員にフィードバックする。</p>
<p>優れた研究を推進するため、組織的な研究支援を促進し、効果的な研究環境を整備する。</p>	<p>(31) 「有明海・不知火海流域圏における環境共生型産業に関する研究」、「基礎自治体との共創的研究」、「言語・文学・文化の横断的研究」について、推進組織を整備する。</p>	<p>(31) (中期計画を達成したため、年度計画を策定しない。)</p>
	<p>(32) 研究に必要な学術情報を適時・適確に利用できるよう、学術情報検索機能の拡充などの環境整備を行う。</p>	<p>(32) 平成27年度に決定した「熊本県立大学学術リポジトリ運用指針」に基づき、学内の学術情報を適宜登録し公開する。</p>

<p>中期目標 (H23.12.21設立団体の長指示)</p>	<p>中期計画(第2期) (H24.3.28設立団体の長認可)</p>	<p>平成28年度 年度計画(案)</p>
<p><b>3 地域貢献に関する目標</b></p> <p>(1) 県、市町村、企業その他の団体との連携を深め、それらの団体を支援するシンクタンク機能を充実・強化する。</p> <p>(2) 大学・試験研究機関等との連携を強化して地域産業に関する共同研究等を行い、研究成果の公表や現場への普及活動等を通じて、研究成果を地域社会に役立てる。</p> <p>(3) 県民の学習ニーズに応える取組を体系化し、県民の生涯学習と専門職業人の継続的な職能開発の支援を充実・強化する。</p>	<p><b>3 地域貢献に関する目標を達成するための取組</b></p> <p>(33) これまでの包括協定に基づいた活動の成果を踏まえ、本学の特長を活かした連携や組織的な推進体制の構築に取り組む。</p> <p>(34) 研究成果・研究情報を定期的に発信する機会を設け、大学・試験研究機関等との相互の協力により地域産業の振興に資する研究活動を行い、その成果を還元する。</p> <p>(35) 本学の特長を活かし、九州全域を対象とした教育上の貢献を果たすため、次のとおり活動を展開する。 知識基盤型社会の進展に対応し、その時々での社会的課題に関する各種公開講座等を開講する。 生涯学習ニーズに対応した、多様かつ幅の広い学習プログラムを提供する。 専門領域における競争と革新に対応する「熊本県立大学CPDプログラム」を開発し、提供する。</p>	<p>(33) ア. 包括協定団体(県・市町村、研究機関等)との連携に基づき、各団体が直面する地域課題解決の支援に向けた研究活動を継続的に推進する。 イ. 地(知)の拠点整備事業(大学COC事業)における連携自治体の地域課題解決を引き続き積極的に支援する。 ウ. 新たに選定された「地(知)の拠点大学による地方創生事業(COC+)」の参加校として、県内の参加大学、産業団体、自治体と連携して、産業創生と雇用創出という地域課題解決の支援に取り組んでいく。</p> <p>(34) 大学ホームページ等を活用して、本学の研究者情報・研究成果を継続的に発信していく。 また、包括協定団体である県農業研究センターや自治体と連携した研究や、県が進める「くまもと県南フードバレー構想」に関連する研究など地域産業の振興に資する各種研究活動を引き続き実施していく。</p> <p>(35) 授業公開講座、各種公開講座、CPD等、地域の学習ニーズに対応した生涯学習や専門職業人教育の機会を継続的に提供していく。</p>
<p><b>4 国際化に関する目標</b></p> <p>(1) 学生に異文化への理解を促し、グローバルな視点から物事を考える能力を身につけさせるため、学生の国際交流を推進する。</p> <p>(2) 研究水準の向上や教育内容の充実のため、諸外国の大学等との連携を深め、研究者交流、国際共同研究等を推進する。</p>	<p><b>4 国際化に関する目標を達成するための取組</b></p> <p>(36) 学生の国際的視野の涵養を目的に協定校等への研修・留学を促進する。また、研修生・留学生の受入れを促進するため、受入施設の整備を図る。</p> <p>(37) 海外研究者の招聘や協定校をはじめとする海外大学とのシンポジウム開催等により、教育の国際化や研究者交流の推進、国際共同研究への進展を図る。</p>	<p>(36) ア. 祥明大学校やモンタナ州立大学ピリングス校等の協定校との間で、研修団や交換留学生の派遣・受入れを行い、相互の交流を活性化させる。 イ. 学生の海外留学を支援する本学独自の奨学金制度や、「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム～」について周知広報を図り、学生の積極的な海外留学を促進する。 ウ. 研修生・留学生の受入施設について、引き続き検討する。 エ. 外国人留学生学費免除制度や水銀研究留学生奨学金制度を活用して入学した外国人留学生について、熊本や水俣における生活支援を継続して行う(計画番号(2)の再掲)。</p> <p>(37) ア. 祥明大学校やソウル市立大学との学術シンポジウムを引き続き開催する。 イ. 台湾・国立台北科技大学やインドネシア・プラーウィジャヤ大学等との協定校との間で、具体的な学術交流活動を展開する。 ウ. タイ・カセサート大学との間で実施している共同研究を継続する。 エ. 国際情勢をテーマとしたシンポジウムを実施する。</p>

中期目標 (H23.12.21設立団体の長指示)	中期計画(第2期) (H24.3.28設立団体の長認可)	平成28年度 年度計画(案)
	(38) 若手教員の育成に向け、海外研修・留学の機会を広げる。	(38) サバティカル制度を含む、新たな国内外における研修制度を運用する。
<b>5 学生生活支援に関する目標</b>	<b>5 学生生活支援に関する目標を達成するための取組</b>	
(1) 学生の人的成長がボランティア活動や課外活動で培われることを重視して、こうした学生の活動を支援する。	(39) 課外活動及びボランティア活動等に関する指針を策定し、学生の諸活動を支援する。	(39) 「熊本県立大学課外活動に関する指針」や「熊本県立大学ボランティア活動に関する指針」の周知徹底を図るとともに、学生の諸活動を引き続き支援する。
(2) 学業成績・人物ともに優秀な学生の進学や修学を支援する経済的支援体制を充実し、その内容を積極的に公表する。	(40) 奨学・育英の両面から効果的な経済的支援のあり方を検討し、改善を図る。	(40) 平成26年度中に整備した学生への経済支援策のうち、授業料減免(通常減免)の減免率を、平成28年度に従来の1/3以内から1/2以内に引き上げて運用することとしており、その周知を図る。 また、減免率引き上げと合わせて、平成27年度から既に運用を開始している成績要件、経済要件の緩和といった内容についても学生への周知を図り、利用拡大に努める。
(3) 学生が安心して学生生活を送ることができるように、心身の健康保持のサポート体制等を充実・強化する。	(41) 心身に障がいのある学生が修学するうえで必要なサポートを行う。	(41) 心身に障がいのある学生への対応方法等に関するFD・SDを実施する。また、修学支援に関する全学的な指針に基づいた対応を実践する。
	(42) 心身両面における学生サポート充実のため、保健センター・学生相談室及び人的支援体制を充実する。	(42) 「学生サポーター制度」の運用について、今後の方向性を含め検討を行う。
	(43) 個人情報の管理に留意しつつ、学生指導のために必要な情報の種類と情報共有の範囲、そのために必要なシステムと管理体制を具体化する。	(43) 平成25年度に策定した「障がい・疾病のある学生への修学支援要領」に基づき、これまで蓄積してきた具体的対応事例について、研修会の開催など教職員間での情報共有を図り、学生が安心して学生生活を送れるよう継続してサポートする。
(4) 学生が求める企業・就職情報の収集・提供を促進するなど、就職支援を充実する。	(44) 就職支援を見据え、社会との接続を念頭に学生と社会とをつなぐ諸活動を推進する。	(44) 就職活動時期の再変更に伴う企業等の採用動向に関する情報収集を行うとともに、状況に応じた就職支援対策を実施する。

中期目標 (H23.12.21設立団体の長指示)	中期計画(第2期) (H24.3.28設立団体の長認可)	平成28年度 年度計画(案)
<b>業務運営の改善・効率化に関する目標</b>	<b>業務運営の改善・効率化に関する目標を達成するための取組</b>	
<b>1 大学運営の改善に関する目標</b>	<b>1 大学運営の改善に関する目標を達成するための取組</b>	
(1) 理事長と学長のリーダーシップのもと、法人化後整備された組織体制を生かし、社会状況の変化に迅速に対応する。	(45) 法人化後に整備した理事長を議長とする理事会、経営会議、運営調整会議及び学長を議長とする教育研究会議を中心に大学の運営状況を検証し、必要な対策を講じる。	(45) 社会の状況変化に迅速に対応するため、理事会等の審議機関に学外役員・委員等を適切に配置し、大学の運営状況を検証しながら、必要な対策を講じる。
(2) 文書等の適正な管理と歴史資料として重要な文書の適切な保存を行い、広く利用に供する。	(46) 文書等の管理及び歴史資料として重要な文書の保存について、関係規程に基づき、適切に行う。	(46) ア. 法人文書管理規程に従い、平成27年度作成取得分法人文書ファイル管理簿を作成し、加えて、適正な分類・保存のため、管理状況の点検を行う。 イ. 平成27年度に決定したアーカイブ収集・保管資料等に基づき、資料等の収集を実施する。
<b>2 教育研究組織の見直しに関する目標</b>	<b>2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための取組</b>	
社会の要請に積極的に応えるため、学部学科、附属機関等の教育研究組織のあり方について不断に検討し、必要に応じ適切に見直す。	(47) 大学を取り巻く環境の変化等に的確に対応していくため、組織の機能を検証しながら効率的・効果的な組織体制を構築していく。	(47) ア. 大学を取り巻く環境の変化等に的確に対応していくため、学部、学科のあり方の検証を行い、必要に応じ見直しを進める。 イ. 総合管理学部では、平成27年度に承認された新カリキュラム(素案)を平成29年度から着実に実施するために、教員の教育体制(組織)を点検し再編する。
<b>3 人事の適正化に関する目標</b>	<b>3 人事の適正化に関する目標を達成するための取組</b>	
(1) 教育研究活動を活性化するため、事務職員の能力開発を推進するとともに、教職員の適正な人事・評価を行う。	(48) 事務職員の資質の向上を図るため、現行のSD計画の研修プログラムを充実させ、学内外における研修を計画的に実施する。	(48) 「事務職員を対象とする研修体系」を踏まえて、事務職員の資質向上を図るため、年度のSD(職員研修)計画に基づき、学内外の研修を体系的に行う。
	(49) 新規に採用する准教授・講師について、一定の任期付きの雇用した後、審査を経て、定年までの雇用とする制度を導入する。	(49) 教育職員の任期に関する規則及び審査基準に基づき、採用や昇任等を適切に行う。
	(50) 事務組織の専門性を高め、安定的な業務の継続・継承を図るため、法人独自の事務職員を計画的に採用する。	(50) 法人独自の事務職員の採用について、大学を取り巻く環境変化を踏まえ、継続的な検討を行う。
(2) 専任教員の年齢のバランスに配慮しながら、博士号取得者の教員採用等優れた人材の確保によって教育研究の活性化を図る。	(51) 各学部における中期的な人事計画による定数管理の下、専門分野、職位、資格、年齢構成等を全学的に検討する「枠取り」方式に基づき、博士号取得者の中から教員を採用することを原則とする。	(51) 教員の定数、年齢・職位の構成のバランス等に配慮し、「枠取り」方式に基づき人事を進める。
<b>4 事務等の効率化・合理化に関する目標</b>	<b>4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための取組</b>	
事務の簡素化・合理化を進めるとともに、効率的な事務処理を図る。	(52) 業務の効率化を図るため、業務の可視化による点検を行い、外部委託の活用並びに情報システムの新規導入・機能強化及び管理の一元化等を外部の人材を活用しながら検討し、業務改善を進める。	(52) 教務システムについて、さらなる業務改善のため、入試関係、シラバス関係の機能改修(出力帳票追加、ユーザーの視認性・操作性向上に係る変更等)を行う。

中期目標 (H23.12.21設立団体の長指示)	中期計画(第2期) (H24.3.28設立団体の長認可)	平成28年度 年度計画(案)
<b>財務内容の改善に関する目標</b>		
<b>財務内容の改善に関する目標を達成するための取組</b>		
<b>1 自己収入の増加に関する目標</b> 安定的な財政基盤を確立するため、授業料や外部教育研究資金等の自己収入の確保に努める。	<b>1 自己収入の増加に関する目標を達成するための取組</b> (53) 授業料、入学金等の学生納付金については、教育内容や環境の整備状況、他大学の動向、社会状況の変化等を総合的に勘案しながら設定する。	(53) 授業料、入学金等学生納付金に関する国立大学等の金額設定状況を調査・確認する。
	(54) 授業料の納期を現行の3期制から授業形態の Semester 制に合わせて2期制へ移行し、授業料の円滑な確保に努める。	(54) 授業料納期の2期制移行初年度であることから、未納者に対する緩和措置として分割納付を広く認め、督促状送付時に案内文書を同封し、円滑な納付促進を図る。
	(55) 外部資金の確保については、教育、研究などに区分したうえで積極的に取り組む。	(55) ア. 科学研究費補助金の採択率の向上を図るためFDを行う。 イ. 教員に対して、外部資金の獲得に向けた情報提供等を随時行うほか、申請書類作成補助等の側面的な支援を実施する。
	(56) 本学独自の教育研究活動を充実させるため、熊本県立大学未来基金について、恒常的寄附金事業として継続して募集を行い、効果的に活用する。	(56) 熊本県立大学未来基金について、ホームページ、広報誌等での広報を行い、募集する。また、奨学金等、教育研究活動の充実に資する活用を図る。
<b>2 経費の抑制に関する目標</b> 既の実施している経費節減等の取組を検証しつつ、大学の業務全般について更に効率的な運営に努め、経費の抑制を図る。	<b>2 経費の抑制に関する目標を達成するための取組</b> (57) 「公立大学法人熊本県立大学環境配慮方針」に沿って、毎年度エコ・アクションプランを策定し、環境への負荷を低減する取組を検証しながら改善、実施することにより経費の抑制に努める。	(57) エコ・アクションプランに基づき、電力使用量抑制のため、大学全体での節電に努めるとともに、屋内外の照明のLEDへの移行等、環境に配慮した整備も進め、経費の抑制に取り組む。
<b>自己点検・評価及び情報提供に関する目標</b>		
<b>自己点検・評価及び情報提供に関する目標を達成するための取組</b>		
<b>1 評価の充実に関する目標</b> 自己点検・評価を定期的実施するとともに、第三者機関の評価を受け、これらの評価結果を教育研究や組織運営の改善に活用するという組織的なマネジメントサイクルを充実させる。	<b>1 評価の充実に関する目標を達成するための取組</b> (58) 大学の改革を進めるため、自己点検・評価委員会を中心に、毎年度エビデンスに基づく自己点検・評価を実施し公表する。また、平成28年度までに認証評価機関による評価を受け、その結果を必要に応じて次期(第3期)中期計画に反映させる。	(58) 中期計画に係る平成27年度の業務実績について、エビデンスに基づく自己点検・評価を行い、その結果をホームページで公表する。 また、平成27年度に実施した認証評価機関の評価基準に関する自己点検・評価をもとに、認証評価を受審する。
<b>2 情報公開、情報発信等の推進に関する目標</b> 教育研究活動等について国内外に十分認識されるよう、広報機能を更に強化し、大学に関する情報を積極的かつ効果的に発信する。	<b>2 情報公開、情報発信等の推進に関する目標を達成するための取組</b> (59) 研究活動の広報、各種調書作成での活用を前提とした教員の教育研究活動に関するデータベースを再整備し、効果的に発信する。	(59) ア. 教育研究活動に関するデータベースの再整備については、既存の研究者情報データベースの改修により、効果的に情報発信できるシステムを整備していく。 イ. 大学ホームページ等を通して、教員の研究シーズ、研究成果についての広報を引き続き推進していく。

中期目標 (H23.12.21設立団体の長指示)	中期計画(第2期) (H24.3.28設立団体の長認可)	平成28年度 年度計画(案)
	(60) ホームページで公表する研究者情報や大学院に関する情報について、外国語版を充実する。	(60) ア. 大学院関連情報に係る外国語版ホームページについて、掲載内容の修正の要否について点検し、修正を行うなど適正な管理を行う。 イ. 教育研究活動に関するデータベースの再整備については、既存の研究者情報データベースの改修により、効果的に情報発信できるシステムを整備していくこととしており、この整備の中で、英語で発信する情報の項目について検討していく。
<b>その他業務運営に関する重要目標</b>		
<b>その他業務運営に関する重要目標を達成するための取組</b>		
<b>1 施設設備の整備・活用等に関する目標</b>	<b>1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための取組</b>	
既存の施設や設備の適正な維持管理、計画的な整備改修を進めるとともに、施設設備の有効活用を推進する。 なお、整備改修に当たっては、ユニバーサルデザイン、環境保全等に十分配慮する。	(61) 新たな建物等保全計画や中期的な機器更新計画等に基づき、ユニバーサルデザイン、省エネルギー等環境に配慮しながら施設設備の計画的な整備と維持管理を行う。建物については、長期的な視点による改築等も考慮し、最適な時期、規模による投資を行う。	(61) 施設設備保全計画や機器更新計画を踏まえて、緊急性や必要性も考慮したうえで、効率的かつ計画的な建物・設備・機器等の整備に取り組む。また、良好な教育環境に配慮し、学内の全建物間を雨天時でも濡れずに車いすで移動できるようスロープ等の工事を実施する。
<b>2 安全管理に関する目標</b>	<b>2 安全管理に関する目標を達成するための取組</b>	
(1) 防災対策、個人情報保護を含む情報セキュリティの強化等リスクマネジメントを充実させ、学生と教職員の安全確保に努める。	(62) 大地震の発生等不測の事態に備え、次のことに取り組む。 防災資材の備蓄や防災訓練の実施等により危機管理体制を点検・強化する。 アリーナ等を有するキャンパス及び小峯グラウンドを地域の避難場所等として提供できるよう検討を行い、対応可能な対策を進める。	(62) ア. 必要な防災資材の備蓄や施設整備を進める。 イ. 教職員及び学生が参加する防災訓練等を実施し、全学的な防災体制の構築を進める。
(2) 教職員の心身の健康保持に努める。	(63) 個人情報の保護については、関係規程に基づき適切に対応していくとともに、学内啓発を徹底し、情報資産の保全に努める。  (64) 教職員の健康保持を図るため、健康相談体制の充実や健康管理に関する意識啓発を推進する。	(63) 情報セキュリティポリシー等をもとに、教職員の研修等を行い、適切な取扱いの徹底を図る。  (64) ストレスチェックの実施に係る規程を整備し、11月までに円滑に実施する。
<b>3 人権に関する目標</b>	<b>3 人権に関する目標を達成するための取組</b>	
人権尊重に関する啓発を推進し、人権が不当に侵害され、良好な教育・研究・職場環境が損なわれることのないよう、全学的な取組を進める。	(65) ハラスメント等の人権侵害の防止と適切な対応を確保するため、相談員への研修会の実施や外部相談員の設置等により、相談体制を充実させる。また、相談体制の周知を強化する。	(65) ア. 外部相談員制度を運用するとともに、ハラスメント相談体制の周知を図る。 イ. 障害者差別解消法に基づく、教職員対応要領を作成し、周知する。

中期計画[[第2期] (H24.3.28設立団体の長認可)	
<b>予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画</b>	
1 予算 平成24年度～平成29年度 予算 (単位:百万円)	
区 分	金 額
収入	
授業料収入	6,732
入学金収入	804
検定料収入	235
受託研究等収入	240
寄附金収入	153
補助金等	0
運営費交付金	5,542
雑収入	162
目的積立金取崩	212
計	14,080
支出	
教育研究経費	10,586
一般管理費	3,254
受託研究費等	240
計	14,080
[人件費の見積り] 中期目標期間中総額8,385百万円を支出する。(退職手当は除く。)	
注1)人件費の見積り額は、役員報酬並びに教職員給料、諸手当及び法定福利費に相当する費用を試算している。	
注2)退職手当については、公立大学法人熊本県立大学が定める規程に基づいて支給することとし、各年度の定年退職者について試算している。	
注3)運営費交付金の算定方法 運営費交付金 =標準的支出 標準的収入+退職金+大規模修繕費+夢教育等特別交付金	
注4)運営費交付金は、上記の算定方法に基づき一定の仮定の下に試算したものであり、各事業年度の運営費交付金については予算編成過程において決定される。	
注5)受託研究等収入については、各事業年度の採択状況に応じ大きく変動するため過去の実績等を踏まえ試算している。	
2 収支計画 平成24年度～平成29年度 収支計画 (単位:百万円)	
区 分	金 額
費用の部	13,850
経常費用	13,850
業務費	12,331
教育研究経費	3,349
受託研究費等	240

平成28年度 年度計画	
<b>予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画</b>	
1 平成28年度予算(平成29年1月変更) (単位:百万円)	
区 分	金 額
収入	
授業料収入	1,068
入学金収入	133
検定料収入	37
受託研究等収入	51
寄附金収入	14
補助金等	153
運営費交付金	1,024
雑収入	41
目的積立金取崩	48
計	2,569
支出	
教育研究経費	1,903
一般管理費	615
受託研究費等	51
計	2,569
[人件費の見積り] 期間中総額1,442百万円を支出する。(退職手当は除く。)	
2 平成28年度収支計画(平成29年1月変更) (単位:百万円)	
区 分	金 額
費用の部	2,601
経常費用	2,423
業務費	2,074
教育研究経費	534
受託研究費等	51

役員人件費	379
教員人件費	6,160
職員人件費	2,203
一般管理費	672
財務費用	36
雑損	0
減価償却費	811
臨時損失	0
収入の部	13,850
経常収益	13,850
授業料収益	6,588
入学金収益	804
検定料収益	235
受託研究等収益	240
寄附金収益	153
補助金等収益	0
運営費交付金収益	5,339
雑益	162
資産見返負債戻入	329
資産見返運営費交付金戻入	260
資産見返寄附金戻入	4
資産見返物品受贈額戻入	12
資産見返補助金等戻入	53
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

注1) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。  
 注2) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3 資金計画  
 平成24年度～平成29年度 資金計画  
 (単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	14,398
業務活動による支出	13,106
投資活動による支出	560
財務活動による支出	517
次期中期目標期間への繰越金	215
資金収入	14,398
業務活動による収入	13,868
授業料収入	6,732
入学金収入	804
検定料収入	235
受託研究等収入	240
寄附金収入	153
補助金等収入	0

役員人件費	64
教員人件費	1,003
職員人件費	422
一般管理費	117
財務費用	20
雑損	0
減価償却費	212
臨時損失	178
収入の部	2,583
経常収益	2,405
授業料収益	1,130
入学金収益	138
検定料収益	40
受託研究等収益	51
寄附金収益	14
補助金等収益	45
運営費交付金収益	896
雑益	41
資産見返負債戻入	50
資産見返運営費交付金戻入	37
資産見返寄附金戻入	2
資産見返物品受贈額戻入	1
資産見返補助金等戻入	10
臨時利益	178
純利益	18
目的積立金取崩額	18
総利益	0

3 平成28年度資金計画(平成29年1月変更)  
 (単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	3,114
業務活動による支出	2,356
投資活動による支出	89
財務活動による支出	162
翌年度への繰越金	507
資金収入	3,114
業務活動による収入	2,521
授業料収入	1,068
入学金収入	133
検定料収入	37
受託研究等収入	51
寄附金収入	14
補助金等収入	153

運営費交付金収入	5,542
雑収入	162
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間よりの繰越金	530

#### 短期借入金の限度額

- 短期借入金の限度額  
3億円
- 想定される理由  
運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定される。

#### 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし。

#### 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善に充てる。

#### その他

- 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財 源
施設大規模改修、研究機器等更新	560	運営費交付金、自己収入

注1)金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

なお、各事業年度の運営費交付金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

- 人事に関する計画  
「業務運営の改善に関する目標を達成するための取組」の3「人事の適正化に関する目標を達成するための取組」に記載のとおり
- 積立金の使途  
前中期目標期間繰越積立金については、教育研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善に充てる。
- その他法人の業務運営に関し必要な事項  
なし。

運営費交付金収入	1,024
雑収入	41
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前年度からの繰越金	593

#### 短期借入金の限度額

- 短期借入金の限度額  
3億円
- 想定される理由  
運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定される。

#### 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし。

#### 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善に充てる。

#### その他

- 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財 源
施設及び教育研究機器等の整備	87	運営費交付金、積立金

- 積立金の使途  
前中期目標期間繰越積立金については、教育研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善に充てる。